

第2次安曇野市緑の基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会設置要領

(審査委員会の設置)

第1条 第2次安曇野市緑の基本計画策定支援業務委託の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を公募型プロポーザル方式により選考するに当たり、その手続を厳正かつ公平に行うため、第2次安曇野市緑の基本計画策定支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実施要領の確認に関すること。
- (2) 企画提案書及びヒアリング、プレゼンテーションの内容の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成し、それぞれ別表第1に掲げる者をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、令和7年8月8日から業務委託契約を締結した日までとする。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員の総員の3分の2以上の出席により成立する。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選定方法)

第6条 当該プロポーザルの企画提案書等の審査は、別表第2に定める評価基準及び配点により行うものとする。

- 2 各委員が各項目の評価基準により点数を付与し、委員ごとの参加者順位を決める。参加者順位1位を最も多く付けた参加者を候補者とする。参加者順位1位が同数の場合は、参加者順位2位を最も多く付けた参加者を候補者とする。以下同数の場合は同様に3位4位と続ける。

この方法で順位が決しないときは、委員長が決するところとする。

(守秘義務)

第7条 委員及び関係者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年8月6日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、「第2次安曇野市緑の基本計画策定支援業務委託」の契約締結日を締結した日に、その効力を失う。

別表第1（第3条関係）

役職名	職名・所属
委員長	緑の基本計画推進協議会 委員
副委員長	緑の基本計画推進協議会 委員
委員	安曇野市都市建設部長
委員	安曇野市都市建設部都市計画課長
委員	安曇野市市民生活部環境課長

別表第2（第6条関係）

候補者の選定のための評価基準

評価にあたっては、以下の評価基準に基づき、企画提案書及びヒアリング、プレゼンテーションの結果により、総合的に判断する。

評価基準

項目		審査内容	配点
企画提案力	理解度	・ 現行計画の内容や、本市の現状、課題を十分に理解しているか ・ 求められる内容を適切に理解しているか	20
	実現性	・ 次期基本計画策定の方向性は具体的で有効か	20
	専門性	・ 高度な知見や専門性の高い提案がされているか	20
	独自性・意欲	・ 業務を充実させる有益な独自の提案、意欲があるか	20
説明能力	表現力・説得力	・ プレゼンテーションは簡潔で分かりやすいか ・ 質問に対する応答が迅速かつ明確であるか	10
計			90